

令和 7 年 3 月伊勢原市教育委員会定例会会議 日程表

日時 令和 7 年 3 月 2 8 日（金）

午前 9 時 3 0 分から

場所 議会 第 3 委員会室

開 会

議 事

日程第 1 前回議事録の承認

日程第 2 教育長報告

日程第 3 議案第 9 号 伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する
規則の一部を改正する規則について

【非公開予定：議案第 1 0 号～第 1 2 号】

日程第 4 議案第 1 0 号 伊勢原市教育委員会事務局職員（課長職以上）の任免に
ついて

日程第 5 議案第 1 1 号 伊勢原市教育委員会事務局職員（その他職員）の任免に
ついて

日程第 6 議案第 1 2 号 伊勢原市公立学校県費負担教職員の任免について

その他

閉会

令和7年度当初予算(教育委員会関係)について【予算審査資料より一部抜粋】

1. 予算総括表

(1) 会計別

ア. 一般会計

(単位:千円)

	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減 (A-B)
歳入	868,558	552,828	315,730
歳出	2,614,425	2,310,764	303,661

(3) 所属別

ア. 一般会計

歳入

(単位:千円)

課等名	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減 (A-B)	主な増減理由 細目名及び増減額(令和7年度予算額)	
教育総務課	235,150	233,453	1,697	まちづくり市民ファンド寄附金積立基金繰入金	+800 (9,800)
				小学校改修事業債	+1,400 (83,800)
学校教育課	440,448	27,271	413,177	学校教材等売払代金	+424,354 (424,354)
				まちづくり市民ファンド寄附金積立基金繰入金	△ 10,554 (8,593)
教育指導課	0	1,876	△ 1,876	(小学校)GIGAスクール運営支援センター 整備事業補助金	△ 1,340 (0)
				(中学校)GIGAスクール運営支援センター 整備事業補助金	△ 536 (0)
教育指導課 (教育センター)	0	0	0		+0 (0)
社会教育課	11,359	70,896	△ 59,537	まちづくり市民ファンド寄附金積立基金繰入金	+1,828 (3,718)
				成瀬公民館屋上外壁改修事業債	△ 47,100 (0)
				伊勢原南公民館設備改修事業債	△ 14,000 (0)
図書館・ 子ども科学館	181,601	219,332	△ 37,731	市町村自治基盤強化総合補助金	△ 5,100 (14,100)
				図書館・子ども科学館施設長寿命化事業債	△ 32,700 (156,800)
合 計	868,558	552,828	315,730		

歳出

(単位:千円)

課等名	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減 (A-B)	主な増減理由 細目名及び増減額(令和7年度予算額)	
教育総務課	647,792	686,653	△ 38,861	小学校施設維持管理費	△ 6,366 (76,061)
				小学校運営事務費	△ 9,186 (191,086)
				中学校施設維持管理費	△ 6,209 (35,058)
				中学校運営事務費	△ 12,739 (77,154)
				文化財保護事業費	△ 4,325 (14,029)
学校教育課	977,505	521,879	455,626	学校徴収金管理事業費	+458,923 (458,923)
				小学校教科等事務費	△ 30,990 (5,445)
				中学校給食事業費	+12,533 (145,447)
				中学校教科等事務費	+10,920 (13,014)
教育指導課	257,474	251,303	6,171	小学校情報教育推進事業費	△ 2,630 (77,984)
				小学校学習活動支援事業費	+2,654 (41,799)
				中学校情報教育推進事業費	+5,210 (50,023)
教育指導課 (教育センター)	133,058	130,810	2,248	特別支援教育推進事業費	△ 1,677 (4,014)
				教育相談事業費	+3,485 (40,502)
				小学校特別支援教育環境整備費	+1,364 (53,212)
				中学校特別支援教育環境整備費	△ 700 (18,537)
社会教育課	168,165	227,023	△ 58,858	文化振興事業費	+461 (1,723)
				公民館維持管理費	△ 60,159 (148,024)
				公民館一般事務費	+606 (12,493)
図書館・ 子ども科学館	430,431	493,096	△ 62,665	図書館・子ども科学館維持管理費	△ 63,129 (279,992)
				子ども科学館運営事業費	+1,036 (20,828)
合 計	2,614,425	2,310,764	303,661		

2. 事由別の予算状況

(1) 新規事業

ア. 一般会計

(単位:千円)

No.	課等名	事務事業名(細々目名)	当初予算	備 考
			R7年度	
1	学校教育課	学校徴収金管理事業費	458,923	学校の働き方改革の推進及び保護者の利便性の向上を図るため、学校徴収金の管理を新規計上

(2) 廃止(休止)事業

ア. 一般会計

(単位:千円)

No.	課等名	事務事業名(細々目名)	当初予算	備 考
			R6年度	

(3) 見直した事業

ア. 一般会計

(単位:千円)

No.	課等名	事務事業名(細々目名)	当初予算			備 考
			R7年度(a)	R6年度(b)	増減(a-b)	

令和 7 年 3 月定例会・総括質疑表

答弁者

発言 順	質 問 者		質 問 事 項
	議席	氏 名	
1	17	館 大樹	1 総論 (1) 市長の考えについて 学校教育担当部長 (2) 予算規模について (3) 大型事業による影響について (4) 前市政について 2 歳入について (1) 市税について (2) 県支出金について (3) 繰入金について (4) 市債について 3 歳出について (1) 人件費について (2) 物件費について (3) 扶助費について (4) 積立金について 4 用地取得事業特別会計について 5 公共下水道事業会計について

2	1 2	夢田 巖	1 施政方針並びに予算編成大綱について (1) 市長公約の予算への反映について ア 子育て世代が、子育てしやすい・暮らしやすいまちを目指すこと 市長 イ 恵まれた医療環境を生かし、日本一の健康都市を目指すこと ウ 持続ある力強い経済と、魅力ある観光発信都市伊勢原を目指すこと エ 生活の利便性、経済インフラの整ったまち伊勢原を目指すこと オ 生きがい・やりがいのある魅力的な市役所を実現すること カ 災害に強い安心して暮らせる伊勢原を目指すこと 2 用地取得事業特別会計について (1) 先行取得してきた土地について
3	1 5	森尾 武史	1 総論 (1) 施政方針について (2) 各課題への取組について 市長 (3) 基金残高について 2 歳入について (1) 財源について (2) 財政基盤の強化について (3) 地域産業の強化の方向性について 3 歳出について (1) 新規サービスと予算繰りについて (2) 経常的経費について (3) 投資的経費について (4) スケールメリットを生かす他市との連携拡大について 4 特別会計及び公共下水道事業会計について (1) 国民健康保険事業特別会計について (2) 介護保険事業特別会計について (3) 後期高齢者医療事業特別会計について (4) 公共下水道事業会計について (5) 一般会計からの繰入れについて

4	6	川添 康大	1 総論 (1)市民のくらしの認識について (2)市政経営について (3)市長の施政方針について (4)伊勢原市こども計画について (5)ジェンダー平等の具体的取組について (6)戦後80年の平和推進事業の取組について 2 歳入について 3 国民健康保険事業特別会計について 4 介護保険事業特別会計について 5 後期高齢者医療事業特別会計について 6 公共下水道事業会計について
5	5	山田 昌紀	1 施政方針並びに予算編成大綱について (1)令和7年度予算に対する市長の見解について (2)事業の「選択と集中」について (3)第6次行財政改革推進計画について 2 歳入について (1)自主財源確保の取組について (2)国県補助金について (3)新たな歳入確保策について 3 歳出について (1)義務的経費について (2)投資的経費について (3)市債残高について (4)重点事業の取組について 4 特別会計及び公共下水道事業会計について (1)国民健康保険事業特別会計について (2)介護保険事業特別会計について (3)公共下水道事業会計について

6	2	今野 康敏	1 総論 (1) 第6次総合計画・実施計画に位置付ける事業の取組について 市長 2 歳入について (1) 新たな財源確保に向けた組織とその取組について 3 歳出について (1) 歳出削減の成果と課題について (2) 職員のさらなるコスト意識の向上について 4 特別会計について 5 公営企業会計について
---	---	-------	--

令和7年3月定例会・一般質問表

発言 順	質 問 者		質 問 事 項
	議席	氏 名	
1	2	今野 康敏	1 子どもにやさしいまちづくり事業の推進について (1) 子どもの権利についての教育や啓発活動の積極的な推進について (2) 子どもたちがまちづくりの協議に参加できる仕組みや制度の整備について 2 フューチャー・デザインの積極的な活用について (1) フューチャー・デザイン手法とバックキャストを活用した持続可能なまちづくりについて (2) フューチャー・デザイン手法を政策立案に取り入れるための組織の整備について 3 地方公会計の活用について (1) 統一的な基準による財務書類の活用状況と課題について (2) 行政マネジメントへの活用について
2	19	小沼 富夫	1 救急車の利用について (1) 救急車の出動の現状について 2 下水道管について (1) 定期点検と維持管理について (2) 緊急点検について (3) 耐震化対策について 3 県道61号電線地中化について (1) 第1期工区について
3	16	橋田 夏枝	1 会計年度任用職員制度について (1) 再任用上限の見直しについて (2) 公募の必要性について 2 児童コミュニティクラブについて (1) 待機児童の実態について (2) 利用申込み期間について 3 水害や道路陥没事故を未然に防ぐために (1) 板戸川の浸水対策について (2) 下水道老朽対策について

4	1 0	長嶋 一樹	1 本市の下水道事業について (1) 本市の現状について 2 本市の教育行政について (1) G I G A スクールについて (2) 地域学校協働活動について	学校教育担当部長 教育部長
5	1 3	米谷 政久	1 伊勢原市消防署の使命について (1) 伊勢原市消防署について ア 本署・分署の現状について イ 狭あい敷地での機能性・機動力などの現状と課題について (2) 本署再建設について	
6	1 4	安藤 玄一	1 A I 活用と自治体 D X の推進について (1) A I 人材の育成と職員のスキル向上について (2) B P R (業務改革) の成果と進め方について (3) A I を活用する具体的な業務内容について (4) A I 活用と職員評価・処遇の課題について 2 本市の教育の現在と未来について (1) 第3期教育振興基本計画について (2) I C T を活用した教育環境について	学校教育担当部長
7	3	岸 圭介	1 公共下水道管について (1) 点検計画と整備範囲 2 米農家について (1) 米農家数と収穫量の推移 (2) 米農家への助成金の現状と今後 3 死亡者数の推移とその原因について (1) 本市の死亡者数・死亡率の推移とその原因 4 小中学校 P T A の入会届整備状況 (1) 各学校の現状 (2) 登校班編成 5 小学校給食における牛乳不要の手続 (1) 来年度の手続に変更はあるか	教育部長 学校教育担当部長

8	5	山田 昌紀	1 本市の観光インバウンド施策について (1) これまでの過程と現状について (2) インバウンド施策の成果について (3) 今後の方向性について 2 本市の教育D Xについて [学校教育担当部長・教育長] (1) タブレット端末導入後における授業の変化等について (2) 本市における今後の教育D Xの方向性について
9	1 8	前田 秀資	1 人口減少と自治体経営（運営）について (1) インフラ水準の適正化について 教育部長 ア 本庁舎の「増築」について イ 公共施設等総合管理計画の理念について ウ インフラの統合や廃止の推進指針について (2) 都市の魅力（強み）を活かす戦略の展開について ア 地域文化等を研究・調整・収集・保存できる学芸員等の確保と配置について イ 文化集積の紹介と展示など魅力を発信できる機能（施設）について ウ 市長が提唱する「運営」から「経営」への移行について
10	4	荻野 貴文	1 いせはらの未来に向けた農業計画について (1) 伊勢原市の農業は今後どのような方向を目指すのか (2) 農家からの要望について (3) ライスセンターの整備について 2 いせはらの未来に向けた日向地域計画について (1) 日向地域の位置づけについて (2) 日向地域への新たな投資について

11	9	大垣 真一	1 災害備蓄状況について (1) 過不足について (2) 課題について 2 木造住宅の耐震化について (1) 木造住宅における耐震化の進捗について 3 本市が描くコンパクトシティについて (1) 目指すべき姿について (2) 課題について 4 本市の部活動の在り方について (1) 小中学校における教員の負担軽減の考え方について (2) 部活動の段階的な地域移行について	学校教育担当部長
12	6	川添 康大	1 伊勢原市公共施設等総合管理計画と伊勢原市公共施設再配置プランについて	
13	7	勝又 澄子	1 ジェンダー平等の推進について (1) 選択的夫婦別姓制度について (2) 本市の取組について 2 避難所の環境について	教育部長

伊勢原市文化財保護条例に基づく文化財の指定に係る諮問について

令和 7 年 3 月 7 日付け伊教総第 798 号で、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条により、次の文化財を伊勢原市文化財保護条例第 8 条に定める伊勢原市指定文化財とすることについて、同条例第 39 条の 3 に基づき、伊勢原市文化財保護審議会へ諮問しましたので御報告します。

【指定候補の文化財】

1 調査の経緯

大山阿夫利神社で所有している能狂言面の一群はかねてから所在と来歴は把握されていたものの、専門家による詳細調査は行われていなかった。その中で、平成 30 年に開催された神奈川県立歴史博物館の特別展「鎌倉ゆかりの芸能と儀礼」において出展されることとなり、同時に展示される鬼神面、並びに高部屋神社の舞楽面等もあわせて資料確認が行われた。また、令和 6 年には同博物館による特別展「仮面絢爛」において再度調査が行われた。それらの所見において歴史的評価が定まり、市指定文化財とするに足りる資料価値が認められたため、このたび諮問を行うこととした。

2 候補資料

(1) 大山阿夫利神社鬼神面

- (ア) 種別 有形文化財（彫刻）
- (イ) 員数 1 面
- (ウ) 所在地 神奈川県伊勢原市大山 355
- (エ) 所有者 宗教法人大山阿夫利神社 代表役員 目黒 仁
- (オ) 評価等 別紙のとおり

(2) 高部屋神社舞楽面等

- (ア) 種別 有形民俗文化財
- (イ) 員数 3 面
- (ウ) 所在地 神奈川県伊勢原市下糟屋 2202
- (エ) 所有者 宗教法人高部屋神社 代表役員 宮本 佳昭
- (オ) 評価等 別紙のとおり

(3) 大山阿夫利神社能面狂言面

- (ア) 種別 有形民俗文化財
- (イ) 員数 27 面
- (ウ) 所在地 神奈川県伊勢原市大山 355
- (エ) 所有者 宗教法人大山阿夫利神社 代表役員 目黒 仁
- (オ) 評価等 別紙のとおり



伊 教 総 第 7 9 8 号
令和 7 年 3 月 7 日

伊勢原市文化財保護審議会
会長 鈴木 良明 様

伊勢原市教育委員会
教育長 山口 賢 人



伊勢原市文化財保護条例に基づく指定について（諮問）

次の文化財を伊勢原市文化財保護条例（平成 25 年伊勢原市条例第 13 号）第 8 条の規定に基づく指定文化財とすることについて、同条例第 39 条の規定に基づき、伊勢原市文化財保護審議会に意見を求めます。

伊勢原市指定文化財としたいもの

- 1 大山阿夫利神社鬼神面（おおやまあふりじんじゃきじんめん）
 - (1) 所有者
宗教法人 大山阿夫利神社 代表役員 目黒 仁
 - (2) 種別
有形文化財（彫刻）
 - (3) 員数
1 面
- 2 高部屋神社舞楽面等（たかべやじんじゃぶがくめんとう）
 - (1) 所有者
宗教法人 高部屋神社 代表役員 宮本 佳昭
 - (2) 種別
有形民俗文化財
 - (3) 員数
3 面
- 3 大山阿夫利神社能面狂言面（おおやまあふりじんじゃのうめんきょうげんめん）
 - (1) 所有者
宗教法人 大山阿夫利神社 代表役員 目黒 仁
 - (2) 種別
有形民俗文化財
 - (3) 員数
27 面

（事務担当は、教育委員会教育総務課文化財係）

伊勢原市指定文化財候補資料

1 大山阿夫利神社鬼神面

大山阿夫利神社に伝わる古面。忿怒の相を見せ、口には牙をのぞかせることから、鬼神の面と考えられる。表面に残る赤色顔料は後世のものであろう。伝来の経緯、用いられた儀礼等は不明である。社伝ではかつて祭礼の際に猿田彦の面として用いたこともあったという。阿夫利神社には大山能に使用されてきた多くの能面狂言面が伝わるが、それらとは形式や時代が異なり、何らかの宗教儀礼に用いられていた可能性がある。忿怒の相ながらやわらかな量感を有する佳作であり、能面狂言面より一時代遡る中世面として注目される。



①鬼神面

【きじんめん】 高 19.6cm×幅 16.3cm
南北朝時代作

2 高部屋神社舞楽面等

伊勢原市下糟屋の高部屋神社は、延喜式内社の一つであり、伊勢原地域でも歴史の長い古社である。至徳3年(1386)の銘を持つ同社の銅鐘(県指定重要文化財)には、「糟屋庄惣社八幡宮」と記され、糟屋庄の中心的な一社であったことが知られる。

神社には三面の古面が伝わっている。

① 還城楽面(げんじょうらく)

唇から顎にかけて面の半分を失うが、額から眉が大きく張り出し、その下に深い眼窩を表し、大きな獅子鼻を掘り出す量感溢れる造形は、鎌倉時代に遡る古格を示す優品である。現存する部分の形状や渦巻き形の眉などには、奈良・法隆寺の追儼面(ついなめん)にも通ずる特色を見いだすことができる。あるいは追儼面であった可能性もあるが、還城楽面であ



①還城楽

【げんじょうらく】 高 17.0cm×幅 15.9cm
鎌倉時代作

れば舞楽が、追儼面であれば仏教儀礼としての追儼の儀式が行われる場があったことを示唆する資料と言える。中世の伊勢原地域に仏教儀礼とそれに伴う芸能の場があったことをうかがわせる貴重な資料である。

② 陵王（りょうおう）

頭上の耳のような造形が特徴的であるが、額から耳前を通る位置より周縁は後補であり、現在の兎耳形の造形は恐らく江戸時代の所作と考えられる。当初は頭上に龍をいただく通形の陵王面であったものが、周縁部分を造り替えたことにより現在のような特徴的な形状になったものと思われる。陵王面としては鼻の長い点に特徴があり、室町時代の例に通ずるものである。

また、この陵王面は、昭和初年まで癒見面とともにこの地域の雨乞い行事に使用されていた。陵王面は頭に頂く龍が竜神信仰にも通じ、雨乞いと結びつきやすい面ではあるが、あるいは、雨乞い面として使用される段階で、耳を備える特徴的な造形に作り替えられた可能性がある。

③ 癒見（べしみ）

能面のひとつで、江戸時代の作である。口を横に引き結んだ表情は、多くの癒見面に通形のものである。陵王面とともに、陵王面の黒面に対して赤面として、昭和初年まで雨乞い行事に用いられていた。舞楽面である陵王面が、雨乞い面として受容されていく過程で、対の面としてあてがわれたものと考えられる。

このように、高部屋神社では、鎌倉時代の還城楽面、室町時代の作で江戸時代に特異な形状に作り替えられた陵王面、江戸時代の癒見面という、三つの時代の面が伝わる。前者二面は、追儼や舞楽といった仏教儀礼あるいは芸能との関係がうかがわれる古面であり、後者二面は、昭和初年まで雨乞い行事で使用されていた。中世の儀礼・芸能と近世以降の地域の信仰という二面性を物語る資料として貴重である。



②陵王

【りょうおう】 高 29.8cm×幅 15.6cm
室町時代作



②癒見

【べしみ】 高 23.7cm×幅 18.2cm
江戸時代作

3 大山阿夫利神社能面狂言面

大山能は、大山寺別当開蔵が能楽師貴志又七郎（岸源次郎）を迎え、元禄 16 年（1703）に神事能を催したことにはじまるとされる。中断期間こそあるものの、300 年以上にわたり演能が続けられており、昭和 53 年（1978）には伊勢原市の無形民俗文化財に指定された。現在も、年 3 回の公演が実施されている。

本仮面群は、大山阿夫利神社に伝わった大山能に関わる能狂言面群である。安政 3 年（1856）の大火によって面や装束は焼失し、その後は江戸表から拝借していたようだが、明治時代以降に随時買い入れたものが本仮面群にあたる。大正 8 年（1919）10 月時点では、31 面を所蔵しており（『能狂言神楽舞に就いての資料』所収）、その後、昭和 48 年（1973）時点で 36 面、昭和 56 年（1981）時点で 32 面とされる。

能狂言面の大部分は江戸時代後期頃の作で、近代及び現代の仮面も含まれる。27 面のなかでも彫刻史的、芸能史的に注目される能面は、次の 4 例である。

① 皺尉（しわじょう）

「天下一若狭守」（てんかいちわかさのかみ）の焼印がおされている。宮崎の内藤記念館の内藤家旧蔵能面の中には、焼印「天下一若狭守」が押された能面が 23 面あるが、そのうち霊女は、面裏を黒漆塗りとし、額の裏に朱書、その左側に焼印がある。本面の仕上げと共通する点が多いことから、本面は「天下一若狭守」の押された面の作者と同一である可能性が高いと考えられる。江戸時代の作。

⑩ 山姥（やまんば）

焼印「天下一友閑」（てんかいちゆうかん・出目満庸）があるが、彫り直しが認められ、彩色も後補となっている。しかし、面打師友閑の作品と比べても遜色がなく、17 世紀の製作と認められる。

⑮ 翁（おきな）

面裏に第 20 代観世太夫観世清暘（1781-1830）の極めがある。現在でも観世流宗家が大山能に出演しており、大山能の歴史を考えるうえで重要な作例といえる。

⑳ 般若（はんにゃ）

金春家伝来の東京・永青文庫の般若面の忠実な模作とみられる。金春家面を写した般若は数例知られている。東京国立博物館（金春家伝来）の 1 面、東京・根津美術館の 1 面（因州池田家旧蔵、元文 2 年〔1737〕銘）、岡山・林原美術館（備前池田家旧蔵）の 2 面、石川・金沢能楽資料館の 1 面、愛知・豊橋魚町能楽保存会（大河内松平家旧蔵）の 1 面等である。特に、林原美術館の 1 面には本面と同じく「出目庸久」の焼印があることが注目される。

こうした能面・狂言面は、多くが流派の家元に保存されており、地方にこれだけの量の仮面群が伝存している例はほとんどない。これは、大山で本格的な演能が継続して行われていたことを示し、地方の民俗芸能史上でも重要な一群と言える。これらの作品を用いて、現在でも大山能やその他の演能が行われている。また、彫刻史上でも注目される作品を含むことは、伊勢原市だけでなく神奈川県内においても貴重な作品群と評価される。



①能面 皺尉
【しわじょう】
高20.6cm×幅16.4cm
17世紀（江戸期）作



②能面 真角
【しんかく】
高20.6cm×幅14.9cm
18世紀（江戸期）作



③能面 小面
【こおもて】
高21.2cm×幅13.1cm
18～19世紀（江戸期）作



④能面 小牛尉
【こうしじょう】
高20.9cm×幅15.2cm
18～19世紀（江戸期）作



⑤能面 曲見
【しゃくみ】
高21.0cm×幅14.1cm
18～19世紀（江戸期）作



⑥能面 姥
【うば】
高20.2cm×幅13.9cm
18～19世紀（江戸期）作



⑦能面 瘦男
【やせおとこ】
高19.6cm×幅14.9cm
18～19世紀（江戸期）作



⑧能面 中将
【ちゅうじょう】
高20.0cm×幅14.0cm
18～19世紀（江戸期）作



⑨能面 業平（十六）
【なりひら（じゅうろく）】
高20.3cm×幅13.6cm
18～19世紀（江戸期）作



⑩能面 山姥
【やまんば】
高21.3cm×幅14.2cm
17世紀（江戸期）作



⑪能面 大飛出
【おおとびで】
高20.6cm×幅16.1cm
18～19世紀（江戸期）作



⑫能面 小飛出
【ことびで】
高20.2cm×幅14.1cm
20世紀（昭和期）作



⑬能面 大癡見
【おおべしみ】
高22.6cm×幅16.7cm
18～19世紀（江戸期）作



⑭能面 天神（小天神）
【てんじん（こてんじん）】
高20.4cm×幅13.5cm
18～19世紀（江戸期）作



⑮能面 翁
【おきな】
高19.3cm×幅15.8cm
19世紀（江戸期）作



⑯狂言面 ふくれ
【ふくれ】
高20.0cm×幅15.2cm
18～19世紀（江戸期）作



①⑦能面 三日月（平太）
【みかづき（へいた）】
高20.6cm 幅14.8cm
19～20世紀（大正～昭和期）作



①⑧能面 童子
【どうじ】
高20.2cm×幅13.6cm
18～19世紀（江戸期）作



①⑨能面 獅子口
【ししぐち】
高22.0cm×幅17.2cm
20世紀（昭和期）作



②⑩能面 般若
【はんにゃ】
高25.1cm×幅16.8cm
18世紀（江戸期）作



②①能面 平太（邯鄲男）
【へいた（かんたんおとこ）】
高20.6cm×幅14.2cm
18～19世紀（江戸期）作



②②能面 泥眼（増）
【でいがん（ぞう）】
高21.1cm×幅13.7cm
19～20世紀（明治期）作



②③能面 蝉丸
【せみまる】
高20.5cm×幅13.6cm
19世紀（江戸期）作



②④能面 熊坂
【くまさか】
高21.1cm×幅16.8cm
19世紀（江戸期）作



②⑤能面 小癪見

【こべしみ】

高20.2cm×幅15.8cm

19世紀（江戸期）作



②⑥能面 狸々

【しょうじょう】

高20.6cm×幅13.5cm

18世紀（江戸期）作



②⑦能面 しかみ

高20.7cm×幅14.9cm

昭和13年作

【参考文献】

- 大山阿夫利神社・大山能楽社『能狂言神楽舞に就いての資料』大山阿夫利神社・大山能楽社、1953年10月
- 永山衡吉「中郡伊勢原町大山、阿夫利神社の能狂言」『神奈川県民俗芸能誌（続編）』神奈川県教育委員会、1967年11月
- 「大山阿夫利神社の能狂言」『神奈川県文化財図鑑』無形文化財民俗資料篇、神奈川県教育委員会、1973年3月
- 「能面・狂言面（阿夫利神社）」解説、『神奈川県文化財図鑑』無形文化財民俗資料篇、神奈川県教育委員会、1973年3月
- 大山地区文化財総合調査会「大山地区文化財総合調査報告」『神奈川県文化財調査報告書』42、1981年
- 『鎌倉ゆかりの芸能と儀礼』神奈川県立歴史博物館、2018年10月
- 小井川理「高部屋神社陵王面の変容」『鎌倉ゆかりの芸能と儀礼』神奈川県立歴史博物館、2018年10月
- 『仮面絢爛 ―中世音楽と芸能があらわす世界―』神奈川県立歴史博物館、2024年10月

学年末・学年始休業期間中の児童・生徒指導について

[小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校（小・中学部）向け]

★印は、学年末・学年始休業期間に特に配慮する指導

学年末から新年度にかけては、環境が大きく変化し、児童・生徒が自ら成長を自覚できる大事な節目であり、新たな目標をもち、意欲的に生活できる良い機会でもあります。児童・生徒一人ひとりが、この一年間を振り返り、新しい学年や新たな進路に対して目的や目標をもち、期待や喜びを感じて進むことができるよう、次の事項を参考にし、あらゆる機会を通して指導に努めてください。

また、今年度の児童・生徒指導体制の反省を生かし、十分な引き継ぎのもと、新年度の校内指導体制の確立や充実に努めると同時に、**★学年末・学年始休業前後における各学校間の緊密な連携を充実させ、児童・生徒理解や問題行動等の解決にあたってください。**

さらに、長期欠席児童・生徒の状況を把握するとともに、課題を抱えた児童・生徒に対しては、**★年度の切り替え時期の不安に寄り添い、継続的な家庭連絡等、丁寧な指導や支援により、状況の改善や問題行動等の未然防止に努めてください。**あわせて、必要に応じて児童・生徒に対して面談を行うなど、積極的な児童・生徒指導の推進をお願いします。

1 学習指導について

- (1) 長期休業の機会を利用して、児童・生徒一人ひとりの特性を生かした学習が自発的、計画的に進められるよう指導するとともに、学習理解が不十分な児童・生徒には、基礎的・基本的な学習の定着に取り組むことができるよう継続的な指導や支援に努めてください。
- (2) 神奈川県教育委員会「令和 6 年度学校運営・教育指導の重点」を踏まえ、課題を発見し解決する能力など、「確かな学力」の育成に努めてください。

2 生活に係る指導について

- (1) 学年末・学年始休業中の児童・生徒の生活については、保護者や関係機関等と密接な連絡をとり、児童・生徒一人ひとりの状況を的確に把握するとともに、適切な指導を心がけてください。また、学年始めにおいては、学校の教育目標や児童・生徒指導方針等を明確にし、指導に取り組んでください。
- (2) 児童・生徒が望ましい生活習慣を確立するために、具体的な生活の目標をもたせるなどの指導をしてください。また、特にこの時期は、不規則な生活習慣や進路決定に関わる緊張や不安などから、心の動揺が見られることがありますので、児童・生徒一人ひとりの心情を理解し、きめ細かく温かい配慮のもとに、個別指導の充実に努めてください。
- (3) 家庭・地域との連携を強化し、児童・生徒が様々な行事を通して、地域社会とのふれあいを深められるよう適切に指導するとともに、公共の施設等におけるルールやマナーを守り、周囲に迷惑をかけないよう指導してください。
- (4) 恐喝や暴力被害等に遭わないよう、家庭との連携を密にし、危険な場所への出入りの禁止や帰宅時刻の厳守等について指導を徹底してください。
- (5) いじめ問題への対応については、各校の基本方針に基づき組織的に対応するとともに、いじめを受けた児童・生徒への十分な心のケアを行い、いじめに関わった児童・生徒とその保護者、また、周囲の児童・生徒とその保護者に対する適切な指導や支援に努めてください。また、年度中に認知したいじめ事案について、解消状況の確認を含め、継続した支援・指導に努めてく

ださい。

- (6) **★学年末・学年始休業前に、問題行動や遅刻、登校渋り、不登校、学校内での孤立等、配慮を要する児童・生徒に対しては、面談・家庭訪問や充実した個別指導等を実施する**など、進級や卒業を迎える時期を見据えて、きめ細かな指導や支援に努めてください。その際、支援シートの活用など記録の管理も大切です。
- (7) 小・中学生においては、アルバイトは原則的に禁止されていることを、児童・生徒及び家庭に対して指導・周知してください。
- (8) 学年末・学年始には金銭目的の事件等が発生しやすい傾向にあります。トラブルに巻き込まれる恐れがあるため、児童・生徒の遊技場等への出入りについて、十分注意するよう指導するとともに、家庭に対する周知を徹底してください。
- (9) 河川や空き家など地域の危険箇所等については、関係機関と連携を図りながら安全確認等を行い、児童・生徒には、危険箇所等に立ち入らないなどの指導をするとともに、家庭に対する周知を徹底してください。
- (10) 児童・生徒が家出、無断外泊、深夜外出や迷惑行為等をしないよう、児童・生徒への指導の徹底はもとより、保護者・地域と連携し、規則正しい生活が送れるよう努めてください。
- (11) 児童・生徒が公共交通機関の利用に際し、有効な乗車券を持たずに乗車したり、中学生が小児運賃・料金で乗車したりするなど不正乗車することがないように、改めて指導してください。

3 健康・安全指導について

- (1) 児童・生徒が自らの安全を守るとともに、社会のルールを遵守するよう指導を徹底してください。
- (2) 学校の健康診断及び主治医による定期的な検診において指摘された疾患等や自覚している不調については、できる限り長期休業期間中に治療するよう指導してください。
- (3) 休業期間中に行う教育活動は次のことに留意し、責任者を定めて計画的に実施してください。
 - ア 無理のない計画を立て、事故防止に努めること。
 - イ 健康・安全・衛生面に配慮すること。
 - ウ 不測の事態が起きた場合に、適切な措置がとれるよう、事前に事故・災害等への体制を確立し、必要に応じて研修を行っておくこと。
- (4) グラウンド、体育館、その他屋内外で活動を行う場合は、児童・生徒の安全や健康に留意し、雷・大雨・大雪等の自然災害による被害等の防止にも配慮してください。
- (5) 部活動等の練習や各種大会に参加する場合は、児童・生徒の健康診断の結果等を踏まえ、事故防止に努めてください。保健調査票などを活用して児童・生徒一人ひとりの健康情報を把握し、可能な限り保護者に児童・生徒の健康状態を確認したうえで参加し、無理をさせないなど、個別に配慮してください。特に、寒中においては、健康観察を綿密に行うとともに、準備運動等を入念に行い、当日の体調を含めて活動が可能な状況なのかしっかりと見極め、健康管理や事故防止に努めてください。あわせて、春先においては、気温が急に上昇することもあることから、熱中症の予防について、十分に留意し、事故防止に努めてください。
また、児童・生徒の個性や能力に応じ、きめ細かな指導に努めるとともに、決して体罰を行わない、不祥事を起こさないという高い意識を持って指導に臨んでください。

- (6) 交通安全について、児童・生徒・保護者・教職員に「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」を周知するなど、交通安全教育の再確認・再点検をしてください。

平成 27 年 6 月 1 日の道路交通法の改正により、危険行為を繰り返す自転車の運転者に「自転車運転者講習」が義務付けられました（14 歳以上が対象）。さらに、令和 5 年 4 月 1 日から自転車乗用中の致死率を背景に、道路交通法が一部改正され、全年齢に対する自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務となり、令和 6 年 11 月 1 日より、自転車運転中にスマートフォン（携帯電話）を使用することが禁止・罰則化されました。歩行者の保護や自転車乗車中の携帯電話やスマートフォン等の使用禁止も含め、交通事故の被害を軽減するためにヘルメットを着用するよう指導してください。

また、歩きながらの携帯電話やスマートフォンを操作することによる事故も危惧されます。外出時における安全な歩行など交通安全指導や公共交通機関を利用する場合のマナー向上の指導に努めてください。

- (7) 刃物やエアソフトガンなど凶器ともなる道具は、その危険性についての指導の徹底を図ってください。

- (8) 不審者から声をかけられ、車に連れ込まれて性的被害を受けたり、誘拐されそうになったりする事件が発生しています。児童・生徒及び家庭・地域に注意を促すとともに、家庭や地域と連携し、日頃から登下校時における犯罪被害の未然防止と児童・生徒の安全確保に努めてください。特に、児童・生徒には、人通りの多い道を複数で寄り道せずに帰ることや、不測の事態の際には迷わず 110 番通報したり、「子ども 110 番の家」、または、近くにいる大人や店舗等に助けを求めたりすることなどの指導を徹底してください。なお、公衆電話の使用方法について、緊急通報（警察、消防、救急等）時、硬貨やテレホンカードは不要であり、そのまま 110 番等を押せばよいことなどの指導を徹底してください。また、持ち物等への記名については個人情報に十分に注意した対応をお願いします。

- (9) スマートフォン等の急速な普及により、SNS の利用を通じた見知らぬ人との交流により性犯罪や自撮り被害にあうケースが頻発しています。また、SNS に違法行為や迷惑行為を投稿することにより、その記事に対する批判が集中（炎上）する事案や無料通信アプリを悪用した犯罪に巻き込まれる事案も頻繁に起きています。ひとたび写真や動画がインターネット上に流出すると、不特定多数の者に繰り返しコピーされ、全ての写真や動画を削除することは非常に困難になることや、取り返しのつかない被害が生じてしまうおそれがあることを、児童・生徒にも分かるよう丁寧に指導してください。

- (10) 心身の健康や生命の尊さなどについて十分に指導を行い、喫煙や飲酒はもとより、シンナー、覚せい剤、大麻、MDMA 等の薬物の乱用が心身に与える有害性やブタンガス（ライターガス）等の吸引等による危険性について十分指導し、これらの乱用防止教育に努めてください。

また、インターネットにより、大麻や危険ドラッグなどの違法薬物が比較的安易に入手できることから、若者を中心に使用が広がっており、健康被害や異常行動等が報告されています。児童・生徒が決して関わらないよう指導に努めてください。

- (11) 知人からの誘いに安易に乗り、小遣い欲しさに振り込め詐欺の違法行為に加担してしまうことや、SNS 等で「闇バイト」「裏バイト」等と表記したり、仕事内容を明らかにせずに著しく高額な報酬支払を約束したりして、犯罪に対する実行者を募集する投稿に応募してしまい、特殊詐欺等に加担してしまうことが増えています。★「簡単な仕事、高額な報酬」等の甘い言葉に惑わされて、違法行為に関わることをしないよう指導してください。

- (12) 洗剤等を用いた有毒ガス（硫化水素）の発生に伴う事故等の教訓を生かし、学校での洗剤・

薬品等の管理・指導の徹底を図るとともに、学校の用具や備品の安全管理を徹底し、児童・生徒に対しては、自他の生命に関わる重大事故に繋がる可能性があることから、決して興味本位に模倣しないよう指導してください。

- (13) 長期休業明けにかけて児童・生徒の自死が急増する傾向があることを踏まえ、長期休業開始前から、いじめや不登校等、悩みを抱える児童・生徒の早期発見に努めるとともに、保護者に対して児童・生徒の見守りについて依頼するなど、家庭との連携を密にし、長期休業期間中においても継続的に様子を確認するようにしてください。また、**★長期休業開始前に、あらためて、何よりも『いのち』が大切であること、悩んだ時に助けを求める具体的な方法（SOSの出し方）等について、指導してください。**

4 緊急指導体制の確認について

- (1) 地震等の緊急事態が発生した場合の避難場所や学校との連絡方法等について、各校の防災計画等、危機管理マニュアルに基づき、事前に児童・生徒に十分指導するとともに、家庭に対しても周知・徹底を図ってください。また、事件・事故・災害等が発生した際には、学校として適切な対応がとれるよう、緊急体制及び指導体制を確認してください。
- (2) 事件・事故が発生した場合、児童・生徒の安全確保に向けた迅速かつ適切な対応や、保護者等関係者からの情報の確実な収集ができるように保護者と全教職員に対して、緊急体制及び指導体制を事前に明示し、再確認してください。

5 学年末・学年始休業後の児童・生徒指導について

- (1) 家出、無断外泊、深夜外出など、生活習慣が乱れている児童・生徒に対しては、家庭や地域、関係諸機関との連携により、その動向を把握するとともに、規則正しい生活が送れるよう指導してください。
- (2) 問題行動や遅刻、登校渋り、不登校、学校内での孤立等の配慮を必要とする児童・生徒に対しては、面接や家庭訪問を実施するなど、きめ細かな個別指導や支援に努めてください。その際、支援シートなどの記録を活用して、進級・進学後の環境へとつなぐことも大切です。特に中学校1年では、小学校で欠席が少なかった生徒でも、学業不振を含む様々な要因で欠席が増えることもあるので、留意してください。
- (3) 長期休業後の学期始め等の時期においては、児童・生徒の心身の状況や行動に変化が現れやすいことから、いじめ問題への取組の徹底及び自殺予防の取組の充実に努めてください。

6 その他

- (1) PTA・地域等の集まりの機会をとおして、学年末・学年始休業期間中における児童・生徒の指導に対する保護者や地域住民の方々の理解が深まるよう努めてください。
- (2) これまで休業期間中に駅周辺・公園・河川敷で野宿生活をしているホームレスの状況にある方への襲撃事件が起きています。その中には、偏見や差別意識を持っている中学生等によるものがあります。『いのち』を大切にして、相手を思いやる心の重要性について児童・生徒自らが考えていく指導等を行ってください。
- (3) 神奈川県青少年保護育成条例の趣旨に基づいて、携帯電話・スマートフォン等へのフィルタリング利用の徹底や自画撮り被害の防止、深夜外出の制限などについて保護者に周知し、保護者が児童・生徒の行動や生活に責任をもつよう協力を求めるとともに、あらためて学校と家庭が連携した児童・生徒指導を推進してください。

【具体的な相談先】

○「24時間子どもSOSダイヤル」

〔相談専用電話〕 0120-0-78310 なやみいおう

〔利用時間〕 24時間・365日受付

○「チャイルドライン」

〔相談専用電話〕 0120-99-7777

〔利用時間〕 16:00～21:00（年末年始を除く）

○「中高生SNS相談@かながわ」

〔概要〕 LINEを利用した、いじめの相談窓口。いじめ以外の悩みや相談も相談可能。
LINEで友だち登録すると、利用時間中に相談できる。

〔利用期間・時間〕 月・水・金 18:00～21:00（年末年始を除く）
（ただし、8月21日～9月2日、1月6日～10日は、毎日実施）



○「かながわ子ども・若者総合相談LINE」

〔概要〕 神奈川県内の子ども・若者が有する様々な悩みについて無料で相談できる。
LINEを利用し、本人はもちろん家族や周囲の方も相談可能。

〔登録方法〕 左の二次元コードを読み取るか、下記のホームページにアクセスして友だち登録する。



[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/kowaka/
201909kowakalinesoudan.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/kowaka/201909kowakalinesoudan.html)

〔利用時間〕 火・木・土 14:00～21:00（祝日・年末年始を除く）

○「かながわひきこもり相談LINE」

〔概要〕 神奈川県内のひきこもり・不登校当事者が有する様々な悩みについて相談できる。
LINEを利用し、本人はもちろん、家族や周囲の方も相談可能。

〔登録方法〕 左の二次元コードを読み取るか、下記のホームページにアクセスして友だち登録する。



[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/0214s2/hikikomori/
202204hikikomorilinesoudan.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/0214s2/hikikomori/202204hikikomorilinesoudan.html)

〔利用時間〕 火・木・土 14:00～21:00（祝日・年末年始を除く）

○「かながわヤングケアラー等相談LINE」

〔概要〕 ケアのこと、家庭、学校、進路のこと等、様々な相談ができる。
LINEを利用し、費用は無料で、予約の必要もなく相談可能。

〔登録方法〕 左の二次元コードを読み取るか、LINEでID「@kana-youngcarer」を検索して友だち登録する。



〔利用時間〕 月・火・木・土 14:00～21:00（祝日・年末年始を除く）

○かながわ子ども・若者総合相談センター

〔相談専用電話〕 (045) 242-8201

〔利用時間〕 9:00 ～ 12:00 13:00 ～ 16:00 (月曜日と年末年始を除く)

子どもや若者が有する様々な悩みや、ひきこもりについての相談です。専門的な支援が必要な場合は、より適切な県の相談機関や市町村、民間団体等を紹介します。


https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ch3/cnt/soudan/02_soudan.html
○神奈川県ひきこもり地域支援センター

〔相談専用電話〕 (045) 242-8205

〔利用時間〕 9:00 ～ 12:00 13:00 ～ 16:00 (月曜日と年末年始を除く)

年齢を問わず、県内に在住のひきこもりでお悩みの方や家族等の相談窓口です。


<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ch3/cnt/soudan/hikikomorisien.html>
○神奈川県西部青少年サポート相談室（神奈川県西部ひきこもり相談窓口）

〔相談専用電話〕 (0465) 35-9527

〔利用時間〕 平日 10:30 ～ 12:00 13:00 ～ 16:00

(土・日・祝日・年末年始、その他休業日を除く)


https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ch3/cnt/soudan/03_kenseibu.html
○神奈川県地域青少年相談窓口

〔概要〕 横須賀三浦地域、湘南地域、県央地域に開設している相談窓口です。子ども・若者の様々な相談を受け付けます。近隣の地域の方だけでなく、県内に在住・在学・在勤の方はどなたでもお気軽にご相談ください。

〔開設窓口〕

開設地域 (開設場所)	開設日時 (毎月)	電話番号
横須賀三浦 (葉山町)	第2・4木曜日 13時から17時	070-4552-9838
県央 (厚木市)	第2・4金曜日 13時から17時	070-4436-5970
湘南 (寒川町)	第2・4木曜日 13時から17時	

※祝日に当たる場合はお休みです。


https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ch3/cnt/soudan/30_kyouka.html
○不登校ほっとライン

〔相談専用電話〕 (0466) 81-0185

〔利用時間〕 毎日 8:45～16:45 (年末年始を除く)

【伊勢原市の相談機関】

○伊勢原市青少年相談室

< 青少年相談室メール相談 > young-soudan@isehara-city.jp

< 青少年相談 > (保護者用) TEL 0463-94-1030

< ヤングテレホン > (児童・生徒用) TEL 0463-96-0800

○伊勢原市教育センター

TEL 0463-94-8900 (相談専用)

○伊勢原市教育委員会教育指導課

TEL 0463-74-5247

【電話相談の利用時間】月～金 9:00～17:00(年末年始・祝日を除く)

【参考資料】

(○は神奈川県ホームページよりダウンロード可能。●は国などのホームページよりダウンロード可能)

1 (2)

・神奈川県教育委員会ホームページより キーワード:「令和6年度学校運営・教育指導の重点」

2 (5)

○『児童・生徒指導ハンドブック (小・中学校版)』(H30. 6)

○『いじめ防止啓発リーフレット (保護者・地域用)』(H29. 5)

○『学校のいじめ初期対応のポイント』(H25. 3)

○『学校の初期対応マニュアル～ダイジェスト～』(H25. 3)

3 (5)

○『熱中症予防運動指針』(公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」)

○『体罰防止ガイドライン 神奈川からすべての体罰を根絶するために』(H25. 7)

3 (3)～(5)

○『運動時における安全指導の手引き (総論編)』(R1. 7)

○『部活動指導ハンドブック』(R2. 5) 及び『部活動における事故防止のガイドライン』(H21. 8)

3 (8)

●『公衆電話の特徴と使用方法』(総務省)

3 (9)

・「児童・生徒の携帯電話・スマートフォン等の利用に関する指導について」(H25. 10. 8 通知)

3 (10)

○『喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育指導資料』(H23. 3 改訂)

○『危険ドラッグの恐怖』(動画) や『危険ドラッグ』教員用補助資料

5 (2)

○『自分らしくゆっくり学ぼう』(R3. 11)

○『誰もが和らぐ学校を目指して～不登校に悩む子どもや保護者への温かな支援～』(H31. 3)

○『児童・生徒指導ハンドブック (小・中学校版)』(H30. 6)

○ 指導資料リーフレット『登校支援のポイントと有効な手立て』(H26. 2)

○「神奈川県不登校対策検討委員会報告書 (最終版)」(H23. 5) ※いずれも県教育委員会 HP よりダウンロード可能

6 (3)

○『神奈川県青少年保護育成条例のしおり』

○『青少年のスマホ利用保護者啓発リーフレット』

【根拠法・条例等】

2 (7)

・『労働基準法』(第 6 章 年少者) 最低年齢 第 56 条

「使用者は、児童が満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了するまで、これを使用してはならない。」

2 (8)

- ・『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例』第 9 条

[ゲームセンター等に係る営業所への年少者の立ち入り制限]16 歳未満午後 6 時以降禁止（午後 6 時から午後 8 時前までは保護者の同伴があればよい）

2 (9)

- ・『軽犯罪法』第 1 条第 32 号（禁止区域等立入）

左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。「入ることを禁じた場所又は他人の田畑に正当な理由がなくて入った者」

2 (10)

- ・『神奈川県青少年保護育成条例』（深夜外出の制限）第 24 条第 1 項

「保護者は、特別の事情がある場合のほかは、深夜（午後 11 時から午前 4 時までの間をいう）に青少年を外出させてはならない。」

2 (11)

- ・『鉄道営業法』第 29 条「鉄道係員の許諾を受けずして次の行為をしてはならない。」

- ① 有効な乗車券を所持せず乗車 ②乗車券に指示したものより優等の車両に乗車 ③乗車券に指示した停車場で下車しない場合

3 (6)

- ・『道路交通法施行令』第 41 条の 3 で定める、危険行為 15 項目

信号無視、路側帯通行時の歩行者の通行妨害、遮断踏切立入り、指定場所一時不停止、制動装置（ブレーキ）不良自転車運転、安全運転義務違反 等

3 (7)

- ・『銃砲刀剣類所持等取締法』（刃体の長さが 6 センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止）第 22 条

- ・『軽犯罪法』第 1 条 第 2 号（凶器携帯）

左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

「正当な理由がなくて刃物、鉄棒その他の人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帯していた者」

- ・『神奈川県青少年保護育成条例』（有害がん具類の指定及び販売等の禁止）第 15 条第 4 項

「何人も、青少年に対し、有害がん具類（性的がん具、バタフライナイフ、エアソフトガンなど）を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は見せ、若しくは触らせてはならない。」

- ・『神奈川県青少年保護育成条例』（保護者等の通知義務）第 47 条

「青少年が覚せい剤、麻薬、大麻及び凶器を所持し、若しくはこれを使用していると認められるとき、又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号）第 32 条の 2 に規定する物をみだりに摂取し、若しくは吸入し、若しくはこれらの目的で所持したと認められるときは、保護者及び教育担当者は、速やかに児童委員、警察官その他の職員に通知し、その指示を受けなければならない。」

3 (9)

- ・『神奈川県青少年保護育成条例』（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）第 31 条の 2

「何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）第 2 条第 3 項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。）の提供を求めている。」

3 (10)

- ・『二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律』・『二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律』

- ・『毒物及び劇物取締法』（対象物＝シンナー等有機溶剤）

- ・『覚醒剤取締法』（対象物＝覚醒剤） ・『大麻取締法』（対象物＝大麻）

- ・『麻薬及び向精神薬取締法』（対象物＝ヘロイン、コカイン、MDMA、向精神薬）

- ・『医薬品医療機器等法』（対象物＝危険ドラッグ）

- ・『神奈川県青少年保護育成条例』（保護者等の通知義務）第 47 条

- ・『神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例』（保護者の責務）第 4 条 ・『神奈川県薬物濫用防止条例』

令和 6 年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の伊勢原市結果の分析

伊勢原市教育委員会

児童生徒の体力や運動習慣等に関し、体力・運動能力の向上に関する継続的な検証改善サイクルの確立を目的として、文部科学省「令和 6 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を実施しました。

伊勢原市立小中学校の調査結果の概要をお知らせします。

【調査日時】令和 6 年 4 月から 7 月末までの期間で学校ごとに実施

【調査対象学年】小学校 5 年生 7 4 8 人 中学校 2 年生 6 2 1 人

【調査内容】・ 体格（身長・体重）

・ 新体力テスト

握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび・持久走（中学のみ）

20mシャトルラン・50m走・立ち幅とび・ハンドボール投げ（中学のみ）

ソフトボール投げ（小学のみ）

○中学においては持久走、20mシャトルランのどちらかを選択

○令和 6 年度は 20mシャトルランを全校が実施

・ 運動習慣、生活習慣等に関する調査

1 新体力テストの結果から

小学校では、全国及び神奈川県との平均値と比較して長座体前屈が上回り、その他の種目で同程度、もしくはやや下回る結果となりました。中学校では、長座体前屈、反復横とび、立ち幅とびの 3 種目で全国、県を上回り、体力合計点では小学校男子、中学校男子が全国、県を上回る結果となりました。

《小学校》 ◆伊勢原市小学校の平均値

学年・男女	体 格		新 体 力 テ ス ト								
	身 長 (cm)	体 重 (kg)	握 力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	20mシャトルラン (回)	※50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ソフトボール 投げ (m)	※体力合計点
R6全国平均	139.53	35.16	16.01	19.19	33.79	40.66	46.90	9.50	150.42	20.75	52.53
R6県平均	139.76	35.03	16.55	19.44	35.27	39.12	44.93	9.46	148.64	20.32	52.59
市－全国	-0.40	-0.63	-0.11	0.20	3.43	-0.28	-3.52	0.05	-3.55	0.26	0.55
R6小5男子	139.13	34.53	15.90	19.39	37.22	40.38	43.38	9.45	146.87	21.01	53.08
R6全国平均	140.96	34.92	15.77	18.16	38.19	38.70	36.59	9.77	143.13	13.15	53.92
R6県平均	141.15	34.80	16.01	18.16	39.30	36.37	33.25	9.76	139.98	12.86	53.00
市－全国	0.02	-0.18	-0.50	-0.92	2.92	-1.65	-5.24	-0.11	-6.53	-0.43	-1.57
R6小5女子	140.98	34.74	15.27	17.24	41.11	37.05	31.35	9.88	136.60	12.72	52.35

《中学校》 ◆伊勢原市中学校の平均値

学年・男女	体 格		新 体 力 テ ス ト								
	身 長 (cm)	体 重 (kg)	握 力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	20mシャトルラン (回)	※50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ハンドボール 投げ (m)	※体力合計点
R6全国平均	161.29	50.10	28.95	25.94	44.47	51.51	78.98	7.99	197.18	20.57	41.86
R6県平均	161.60	49.74	28.62	25.76	44.85	49.68	77.94	7.98	195.37	20.45	41.25
市－全国	0.14	-0.20	-0.03	0.89	5.11	3.23	-1.30	-0.03	6.76	-1.39	1.45
R6中2男子	161.43	49.90	28.92	26.83	49.58	54.74	77.68	8.02	203.94	19.18	43.31
R6全国平均	155.03	46.77	23.18	21.56	46.47	45.65	50.67	8.96	166.32	12.40	47.37
R6県平均	155.42	46.48	22.99	21.15	46.42	43.87	49.15	8.95	163.39	12.16	46.30
市－全国	0.24	-1.13	-0.88	-0.11	2.63	1.73	-3.13	-0.13	2.14	-0.91	-0.56
R6中2女子	155.27	45.64	22.30	21.45	49.10	47.38	47.54	9.09	168.46	11.49	46.81

※50m走に関しては全国の平均値から市の平均値を引いた値

※体力合計点：8種目の体力テスト成績を得点化(各10点満点)して合計した得点(80点満点)

2 運動習慣、生活習慣等に関する調査の結果から

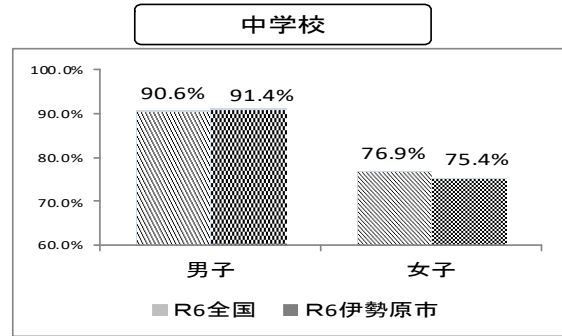
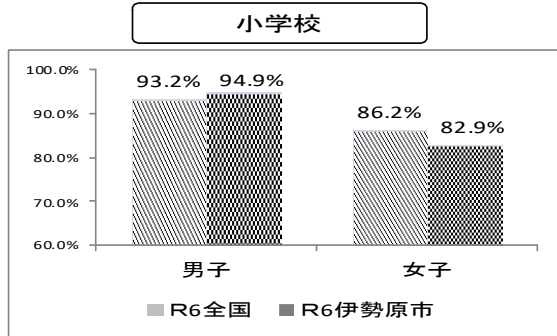
*各グラフの数値は、「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した児童生徒の割合を示します。

(1) 児童生徒の運動に対する意識に関して

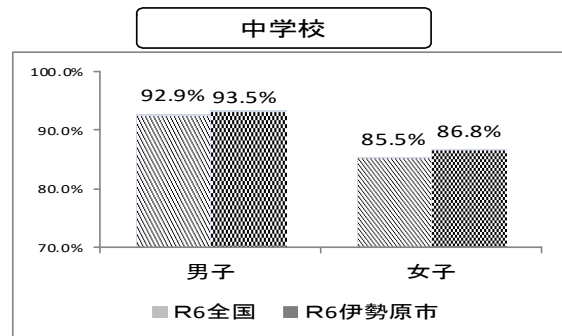
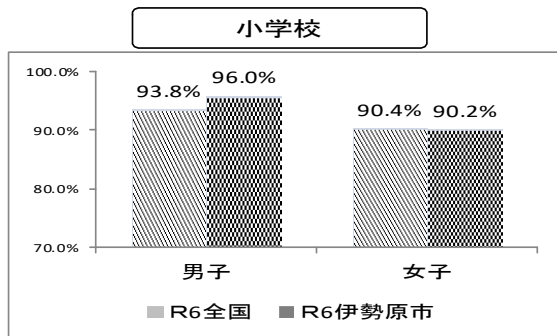
「運動やスポーツが好きだ」と回答している割合は全国と比較して小・中学校の男子が上回り、「運動やスポーツは大切だ」と回答している割合は全国と比較して、小学校は男子、中学校は男女ともに上回る結果となっています。

引き続き、学校、家庭、地域が協力し、児童生徒に運動の楽しさや意義について共有し、運動および健康に対する意識をさらに高めていく必要があります。

Q運動やスポーツが好きですか



Q運動やスポーツは大切なものですか

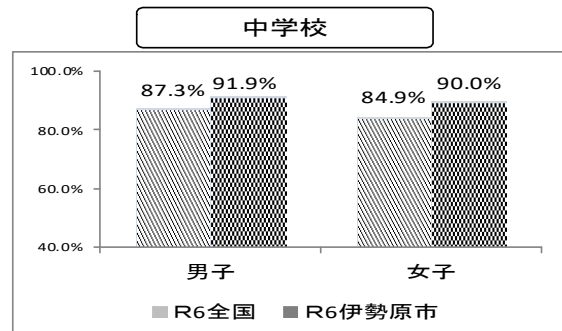
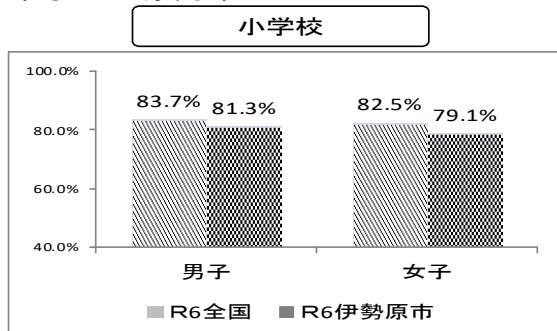


(2) 児童生徒の体育の授業に対する受け止め方に関して

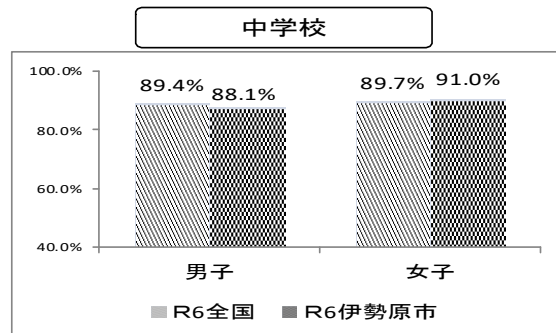
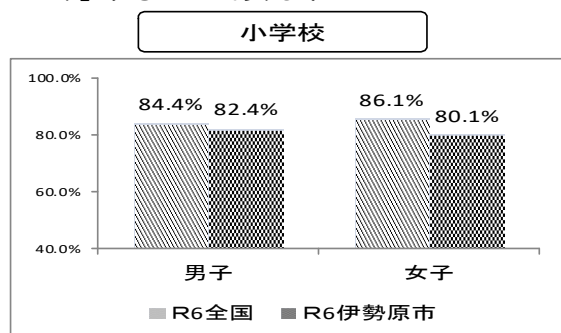
国の分析では、体育の授業において「学習目標が示されている」「学習の振り返りを行っている」「グループ等で話し合う活動を行っている」等の取組によって、児童生徒が運動する楽しさを感じることに繋がるとされています。

中学校では、「保健体育の授業で目標を意識して学習することで『できたり、わかったりする』『ICTを使った学習で『できたり、わかったりする』と回答した割合が全国と比較して上回っています。保健体育の授業を通じて様々な運動の「できた、わかった」を経験し、体力向上や運動習慣の形成につながるような取組を継続して行うことが大切になります。

Q保健体育の授業で、目標(ねらい・めあて)を意識して学習することで、「できたり、わかったりする」ことがありますか



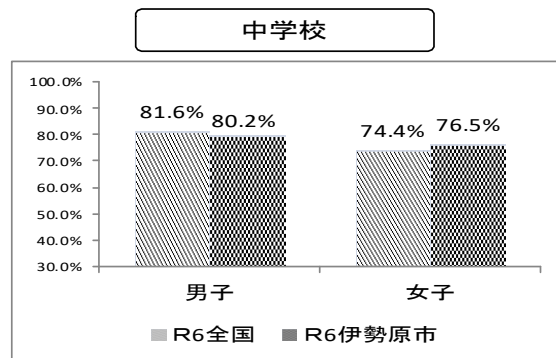
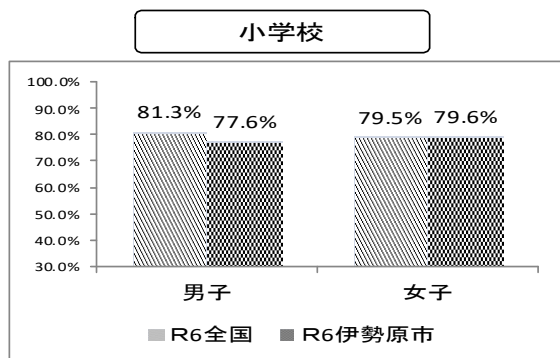
Q保健体育の授業で、友だちと助け合ったり、教え合ったりして学習することで、「できたり、わかったり」することがありますか



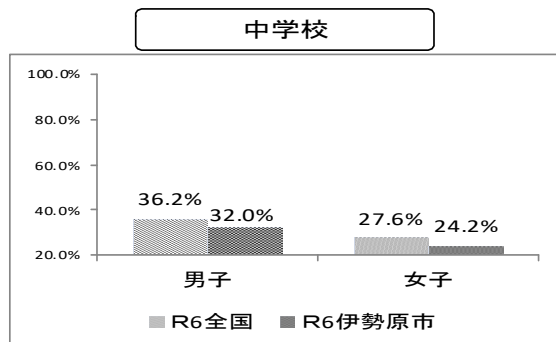
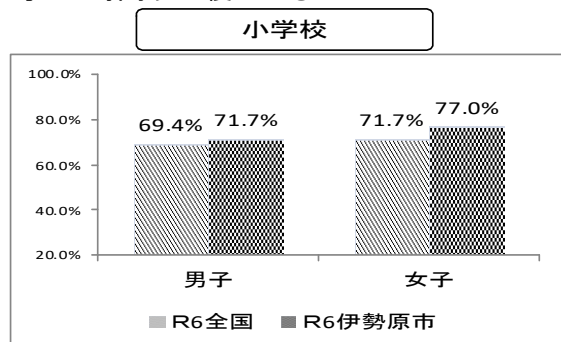
(3) 児童生徒の生活習慣に関して

国の分析では、食事の摂取状況について、朝食を「毎日食べる」と回答した児童生徒は体力合計点が高くなっています。また、体力の維持・向上とともに規則正しい健康的な生活を送るためには、睡眠時間の確保も重要な要素であると言えます。中学校では、「毎日8時間以上寝ている」と回答している割合は全国と比較して下回る結果となっています。朝食の摂取、睡眠時間の確保、スマートフォン等の使い方について家庭での声かけや生活習慣の見直しが大切です。

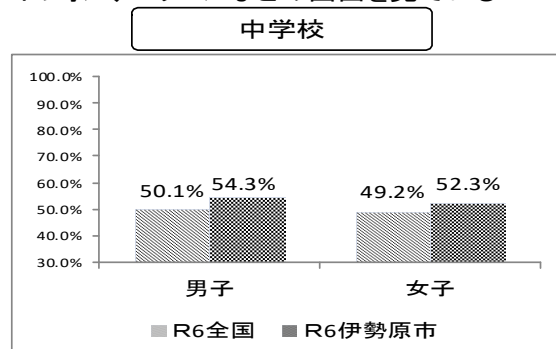
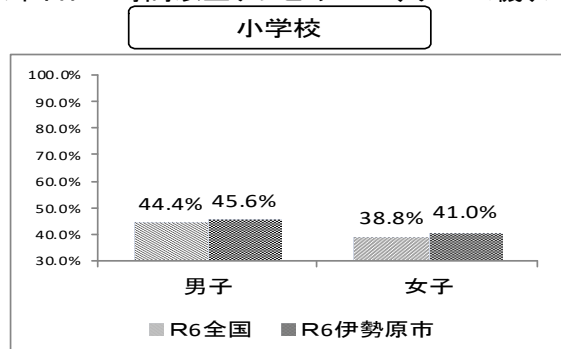
Q朝食を毎日食べますか



Q毎日8時間以上寝ている



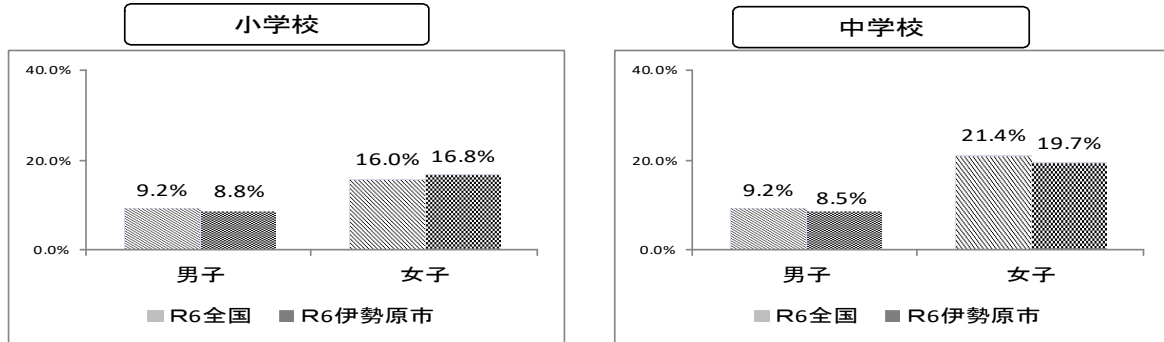
Q平日に3時間以上テレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見ている



(4) 運動やスポーツをする機会に関して

「1週間の学校の授業以外での総運動時間が60分未満である」と回答している割合は、全国と比較して小学校男子、中学校男子及び女子が下回り、昨年度と比較すると中学校ではさらに下回っています。このことから、休み時間や放課後など、授業以外の時間で運動やスポーツをする機会が増えていることがわかります。今後も、学校、家庭、地域で協力し、児童生徒の健康の保持増進を図るために、運動やスポーツをする機会を継続的に整備していくことが大切です。

Q.1週間の学校の授業以外での総運動時間が60分未満である(令和6年度)



3 児童生徒の運動習慣を確立するための取組

子どもたちの体力・運動能力の向上、運動習慣の確立、生活習慣の改善を図るために、次の点に心がけ、取り組む必要があります。

- 家庭では、子どもと一緒に運動について「話す」機会を増やしましょう。
 - ・早寝・早起き・朝ごはんなど、規則正しい生活習慣を心がけましょう。
 - ・スポーツの話題に触れるなど、家族で様々な運動を見たり、体験したり、海や山など自然の中で活動したりしてみましょう。
 - ・家事など積極的に家の手伝いをしたり、登下校や階段の昇り降りなどの際に少し早足で歩いたりするなど、日常の生活でできるだけ意識して体を動かしましょう。
- 学校では、運動の楽しさや意義を実感できるような取組を推進しましょう。
 - ・「だれでも、いつでも、どこでも」できる伊勢原市オリジナル「すこやかリズム体操」(※1)を活用するなど、運動習慣のきっかけづくりをしましょう。
 - ・生活の中に運動あそびを多く取り入れましょう。
- ☆小学校では
 - ・食生活の見直し、生活習慣の改善に努めましょう。
 - ・「運動習慣カード」(※2)を活用し、休み時間等で外遊びを奨励しましょう。
- ☆中学校では
 - ・食生活、睡眠時間の見直し、生活習慣の改善に努めましょう。
 - ・体力向上や運動習慣の確立に向けて、生徒が取り組んでいる活動を継続して行うことができるよう支援しましょう。
- 伊勢原市教育委員会では、学校及び教職員への支援と情報提供を行います。
 - ・県教育委員会と連携して、各種講習会や教員の指導力向上を図るための研修の充実・情報提供に努めます。
 - ・本調査の分析について市内小中学校へ情報提供するとともに、各学校における取組の支援に努めます。



(※1は、伊勢原市のHPで、※2は神奈川県教育委員会のHPでご覧になれます。)

令和 7 年度公民館長について

【公民館長】

公民館名	氏 名
中央公民館	社会教育課長
大山公民館	高尾 知幸
高部屋公民館	齋藤 実
比々多公民館	山口 譲
成瀬公民館	高橋 健一
大田公民館	佐野 智子
伊勢原南公民館	端山 清

○任期：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日

■伊勢原市地域学校協働活動推進員被委嘱者

団体名称	伊勢原市地域学校協働活動推進員
任期	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
主管課	教育部社会教育課

No.	氏名	継続期数	推薦学校区	経歴等
1	飯島 大輔	4期目	比々多小学校	
2	石川 高夫	4期目	大山小学校	
3	錦織 勝	3期目	高部屋小学校	伊勢原市青少年指導員連絡協議会会長 伊勢原市立高部屋公民館活動推進協議会委員
4	細谷 毅義	3期目	緑台小学校	元石田小学校校長 令和5年度北高森自治会長
5	安達 浩志	3期目	山王中学校	令和2、3年度山王中学校 P T A 会長
6	越水 真理	3期目 (1、2期)	伊勢原中学校 (竹園小学校)	令和 6 年度伊勢原中学校 P T A 会長
7	石塚 京子	2期目	成瀬小学校	社会教育委員会議副議長 成瀬地区民生委員児童委員
8	加藤 祥子	2期目	石田小学校	石田小学校花だんボランティア代表
9	佐々木 香子	1 期目	伊勢原小学校	平成26、27年度伊勢原小学校 P T A 本部役員
10	亀井 道行	1 期目	大田小学校	大田地区青少年健全育成協議会副会長 大田地区青少年指導員代表
11	阿久津 洋明	1 期目	竹園小学校	令和3年度竹園小学校PTA会長 学校支援ボランティアたけわ会会長
12	本間 崇敬	1 期目	中沢中学校	令和5年度中沢中学校PTA会長 令和6年度伊勢原市PTA連絡協議会副会長

令和 6 年度伊勢原市立公民館まつりの実施報告について

令和 6 年度伊勢原市立公民館まつりの実施につきまして、次のとおり報告します。

1. 各公民館まつり開催日及び来場者数

■第34回中央公民館まつり【2月7日(金)～2月9日(日)】

日にち	2月7日(金)	2月8日(土)	2月9日(日)	合計
来場者数(人)	368	2,101	2,392	4,861

■第44回大山公民館まつり【2月8日(土)～2月9日(日)】

日にち	2月8日(土)	2月9日(日)	合計
来場者数(人)	400	250	650

■第45回大田公民館まつり【2月8日(土)～2月9日(日)】

日にち	2月8日(土)	2月9日(日)	合計
来場者数(人)	1,400	900	2,300

■第42回高部屋公民館まつり【2月15日(土)～2月16日(日)】

日にち	2月15日(土)	2月16日(日)	合計
来場者数(人)	1,090	1,060	2,150

■第44回比々多公民館まつり【2月15日(土)～2月16日(日)】

日にち	2月15日(土)	2月16日(日)	合計
来場者数(人)	600	500	1,100

■第44回成瀬公民館まつり【2月15日(土)～2月16日(日)】

日にち	2月15日(土)	2月16日(日)	合計
来場者数(人)	1,800	1,700	3,500

■第41回伊勢原南公民館まつり【2月15日(土)～2月16日(日)】

日にち	2月15日(土)	2月16日(日)	合計
来場者数(人)	1,900	1,300	3,200

2. 主な内容について

○公民館利用団体・市内保育園、幼稚園による、発表の部・展示の部

○地域団体による模擬店の部、キッチンカー

○各種イベント

- ・(中央公民館) ジャグリングショー、中央公民館探検、ボッチャ、輪投げ、防犯コーナー、図書館の車がやってくる!
- ・(大山公民館) スマイルボーリング、缶バッチづくり、型抜き、大山こま大会
- ・(大田公民館) お茶席体験、防犯啓発物品の配布、骨量測定、モルック、グラウンドゴルフなど
- ・(高部屋公民館) ふれあい工作教室、防犯コーナー、バルーンアート、あてくじ
- ・(比々多公民館) 空き缶ボール当てゲーム、リアル謎解きゲーム、大山こま体験、消防キリンさん号乗車体験など
- ・(成瀬公民館) スライムづくり、モルック体験、竹とんぼづくり、野球体験教室、大抽選会
- ・(伊勢原南公民館) 防災グッズ工作、スマホ相談コーナー、缶バッチづくり

以 上

第36回伊勢原市民音楽会の実施報告について

- 1 開催日時 令和7年2月23日（日）
午後1時30分～3時10分（開場は午後1時～）
- 2 開催場所 伊勢原市民文化会館 大ホール
- 3 プログラム
オペラ〈後宮からの逃走〉より 序曲 K.384 モーツァルト 作曲
オペラ〈ジャンニ・スキッキ〉より 『私のお父さん』 プッチーニ 作曲
トリッチ・トラッチ・ポルカ シュトラウス2世 作曲
ピアノ協奏曲 第21番 ハ長調 K. 467 モーツァルト 作曲 など
- 4 出演者 35人（伊勢原市音楽家協会会員等）
- 5 参加者数

733人		第35回 740人
入場者	681人	695人
出演者	35人	29人
その他	17人（ボランティア・職員・協会員）	16人
- 6 実施後アンケートの主な感想
アンケート375件中 ※その他意見等（7件）を除く。
楽しかった 368件
楽しくなかった 0件

■市民音楽会の開催について

- ・子どもと行ける音楽会は貴重なので、久しぶりにコンサートに来られて楽しかったです。
- ・生の演奏を聴く機会がないので、ワクワクしました。次回も楽しみです。
- ・子どもも楽しめる曲、子どもが喜ぶ曲、子ども向けの企画もあったら、家族皆で楽しめます。
- ・もっと回数を増やして欲しいです。季節ごととか。

■演奏について

- ・女性指揮者に興味があり、本日、鑑賞に来たのも1つの目的でした。指揮はやさしくやわらかく、とても素敵でした。MCもたくさんあり、楽しい時間でした。
- ・アンコールの一体感やアットホームな感じがとても良かったです。
- ・オペラを生で初めて聴きましたが、声量がすごく素晴らしく美しい声で堪能しました。ピアノも生で久しぶりに聴き感動しました。全体的に良かったです。

伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部
を改正する規則について

伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（昭和 6 0 年伊勢原市教育委員会規則第 1 号）の一部を改正する規則について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 5 3 年伊勢原市教育委員会規則第 9 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定により提案する。

令和 7 年 3 月 2 8 日提出

伊勢原市教育委員会
教育長 山口 賢人

提案理由

教育委員会で新たに学校徴収金を取り扱うこととなることに伴い、必要な組織を設置し、事務分掌を定めるとともに、その他字句の整理を行う。

伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（昭和60年伊勢原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表学校教育課の項中「学校給食係」を「学校給食係 徴収金管理係」に改める。

第3条の表学校教育課の項に次の1号を加える。

(17) 学校徴収金の徴収管理に関すること。

第5条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 図書館・子ども科学館の事務を分掌するため、次の係を置く。

施設管理係 事業運営係

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則新旧対照表

現行	改正案
第1条 (略) (部及び課の設置) 第2条 事務局に次の部及び課並びに係を置く。 教育部 教育総務課 総務係 施設係 文化財係 学校教育課 学務係 人事係 <u>学校給食係</u> 教育指導課 教育指導係 生徒指導係 教育研究・相談係 社会教育課 社会教育係 公民館係 (課の事務分掌) 第3条 前条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。 教育総務課 (略) 学校教育課 (1)～(16) (略) 教育指導課・社会教育課 (略) 第4条 (略) (図書館・子ども科学館) 第5条 (略) <u>2</u> (略) <u>3</u> (略) 第6条～第9条 (略)	第1条 (略) (部及び課の設置) 第2条 事務局に次の部及び課並びに係を置く。 教育部 教育総務課 総務係 施設係 文化財係 学校教育課 学務係 人事係 <u>学校給食係 徴収金管理係</u> 教育指導課 教育指導係 生徒指導係 教育研究・相談係 社会教育課 社会教育係 公民館係 (課の事務分掌) 第3条 前条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。 教育総務課 (略) 学校教育課 (1)～(16) (略) <u>(17) 学校徴収金の徴収管理に関すること。</u> 教育指導課・社会教育課 (略) 第4条 (略) (図書館・子ども科学館) 第5条 (略) <u>2 図書館・子ども科学館の事務を分掌するため、次の係を置く。</u> <u>施設管理係 事業運営係</u> <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) 第6条～第9条 (略)